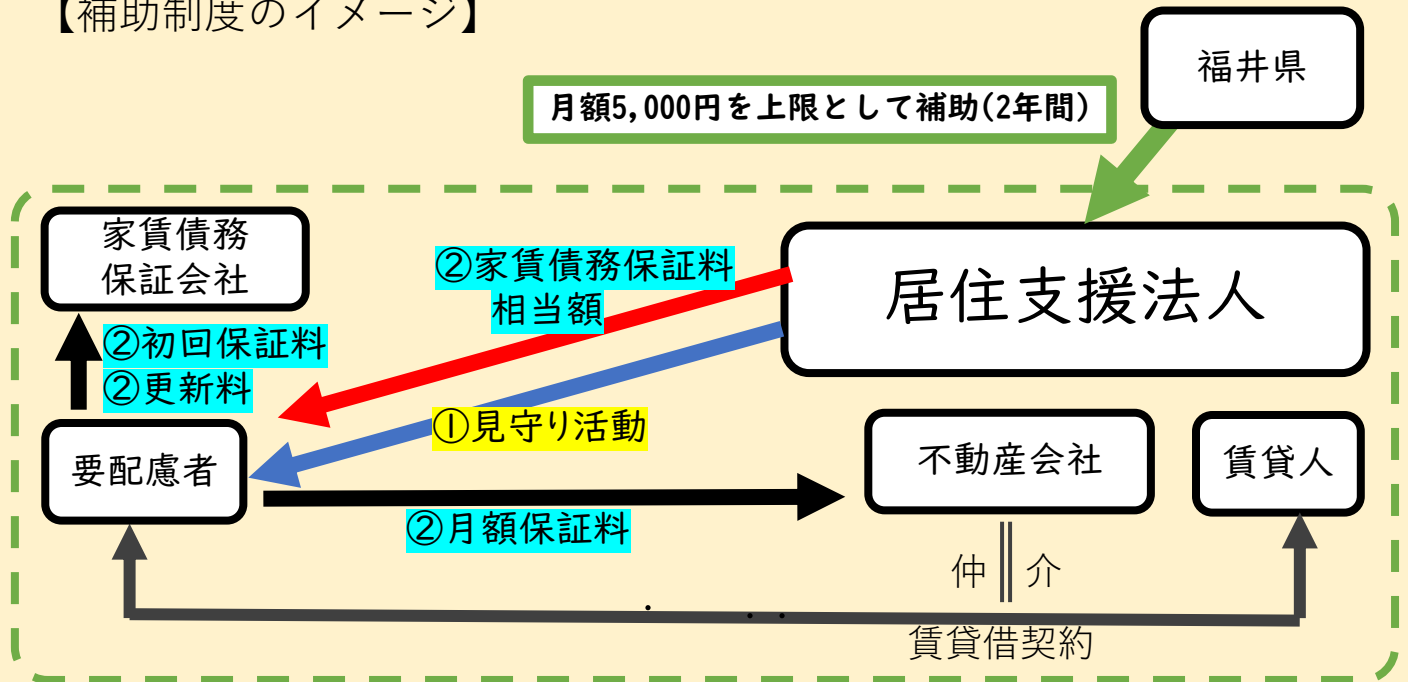


# 福井県再犯防止居住支援補助金のご案内

刑を終えて出所した人が賃貸住宅を借りやすくするため、居住支援法人が実施する見守り活動や家賃債務保証に要する費用を、月額5,000円に交付月数を乗算した金額（最長2年間）を上限として県が補助します。

## 【補助制度のイメージ】



### 【対象となる活動】

#### ① 見守り活動

・最低2回／月程度以上の見守り活動の実施

#### ② 家賃債務保証

・借主が家賃等を滞納した場合、保証会社が一時的に家賃を立て替える保証制度

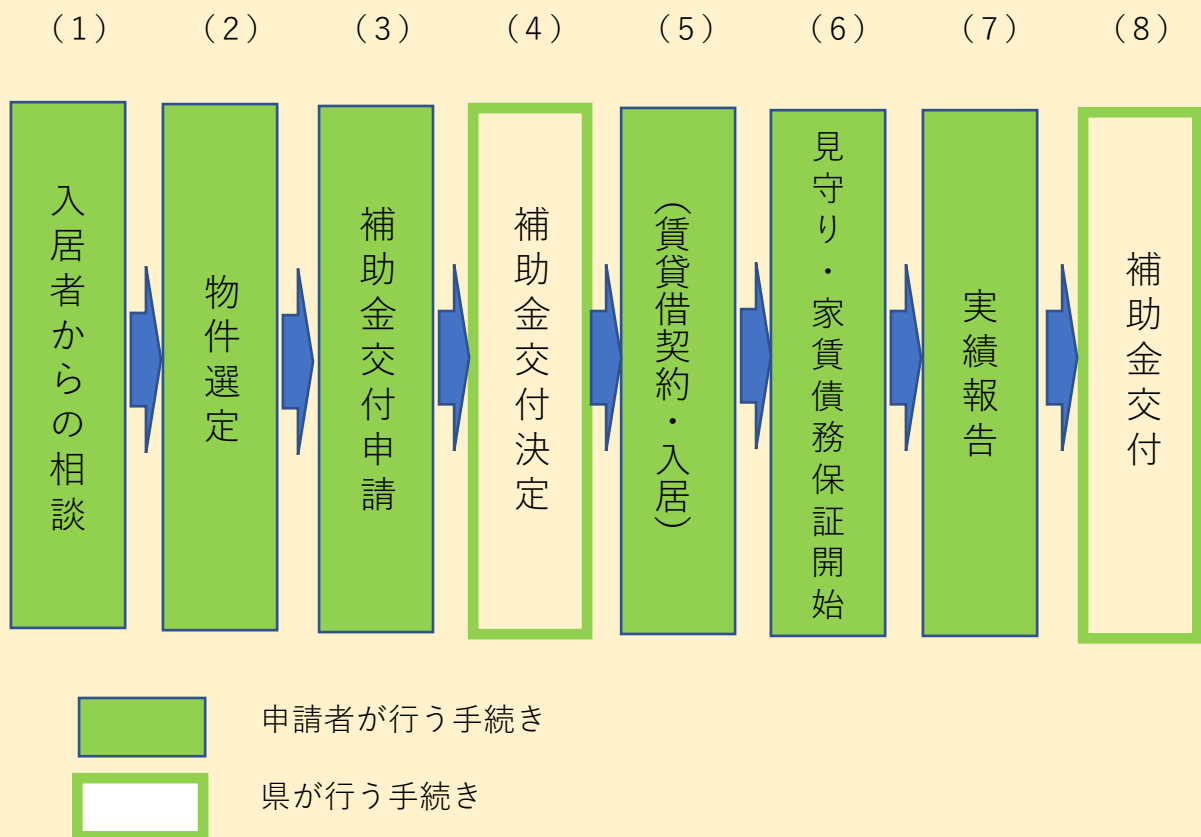
### 【申請者】

都道府県において居住支援を行う法人として指定された法人

### 【支援対象者】

刑務所などの矯正施設や更生保護施設等を出所した直後であって、住居の見込みのない方  
※支援対象者の居住場所は福井県内に限ります。

## 【申請の流れ】



## 【不動産会社・家主の皆様へ】

刑を終えて出所した人が再度犯罪を繰り返すことのないよう、住居を確保しやすくして社会復帰を果たせるようにするために、県では再犯防止居住支援補助金を始めました。

この制度は、居住支援法人が行う出所者への見守りや家賃債務保証にかかる経費を県が助成する制度です。

ぜひご活用していただき、出所者への住居の提供・受入れなど、積極的な支援をお願いします。

- ・詳細は福井県のホームページをご覧ください。
- ・予算の範囲内での助成となりますので、年度途中で受付を終了する場合があります。
- ・本補助預金を申請される方は、必ず事前相談を行ってから提出してください。

## 【申請先・問合せ先】

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部地域福祉課人権室

TEL：0776-20-0328 FAX：0776-20-0637

メール：jinken@pref.fukui.lg.jp